○農林水産省告示第千六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市若葉台北五丁目一五、祢宜谷字堀越五九の三（次の図に示す部分に限る。）、五九の六、香取字袋谷三七七の九、字元結深谷三七八の一、三七九の一、字意上谷南側ノ奥四四〇、字空山上通り四四二の二、八坂字上山三八一、生山字洞々谷五七六の一、五七六の三、字奥岩丸木五八一の一、字峰寺越谷五八二の五、五八二の六、字狼谷五八三の四、字小狼谷五八四の三、字大寺谷五八六の三、五八六の八、字長谷五九四の一五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市紙子谷字奥ノ谷一四八、一四九、東大路字洞山一七七の二、円通寺字種田口一八九の一、一八九の二、桜谷字岡谷三〇〇、八坂字本谷山三九五の三、三九五の四、生山字正法寺四九二の三、字鎌谷五〇三の二、五〇四の二、字膳棚五二八の一、字奥山立平五三〇の一、字細谷五三二の一、五三三の一、五三三の三、字治郎谷五六六の一、字献上谷五七〇の一、五七一の一、古郡家字茨谷五〇二の四、越路字南谷六八二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字別宮字家ノ上エ二七、字堂坂平ラ二九、字堂久三二、三三、三四の三、三五から三七まで、字前井滝平ル林一三七、字滝根一〇八六、字岩ヶ市一〇九三、一〇九四、一〇九六の一、字横田平ラ一〇九九、字大滝一一七から一一二〇まで、大字古長字深谷東平三九七の一から三九七の三まで、字繁京四二九の二、字西平ル林四四一、字川ノ上五〇四の一、五〇四の二、字オガモ谷五三三

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　武士谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川の内その接している区間の河川敷

三重県度会郡大紀町金輪字定谷

一〇二五番

一〇三四番から一〇四一番まで

一〇四一番一

一〇四二番及び一〇四三番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と十九号を結んだ線から藤川合流点までの区間の武士谷川の中心線から左右各岸四メートルまでの土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

三重県度会郡大紀町金輪

字北野　九七八番地先道路敷　一号

九七八番　二号から四号まで

九七九番　五号及び六号

九八一番　七号

一〇二二番　八号及び九号

一〇二一番一　十号

一〇二五番　十一号

一〇四三番　十二号

一〇四六番　十三号及び十四号

一〇四八番　十五号から十七号まで

一〇五一番一　十八号

一〇四八番地先道路敷　十九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　梅ノ木谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県尾鷲市

大字南浦字梅ノ木谷　三〇八九番五　一号

三〇九八番三地　六号

先河川敷　七号

三一三四番五　八号

三一三五番三　坂場西町

一一〇四番八七　二号

一一〇四番一〇　三号

一一〇四番一九　四号

一一〇四番二一　五号

一一〇四番五五　九号

一一〇四番八九　十一号

一一〇四番九四　十二号

一一〇四番八七　十三号

一一〇四番九五　十四号

一一〇四番九八　十五号

一一〇四番九〇　十六号

一一〇四番八八　十七号

○国土交通省告示第千五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大洞沢2

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と十号を結んだ線から標柱十一号と十二号を結んだ線までの区間の大洞沢2の中心線から左岸六メートル右岸十二メートルまでの土地の区域

宮城県気仙沼市

古町二丁目　九八番　一号及び二号

古町　一四八番二　十号

一一四番一　十一号

一四二番四　十二号

五二番一　三号及び四号

一〇一番一　五号及び六号

二一二番一　七号

一四九番二　八号

一〇五番　九号

○国土交通省告示第千五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫